

福島県社会福祉大会における知事感謝状の授与に関する要綱

第 1 趣旨

民生委員・児童委員、母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員又は社会福祉施設職員として、多年在職し社会福祉の向上に寄与した者及び社会福祉の増進にあたり功績が特に顕著な者又は団体並びに多年にわたり社会福祉に関するボランティア活動を率先して行っているもの、又は多年にわたりボランティア活動の支援を行っているものであって、その活動が特に顕著であると認められるものに対して、福島県社会福祉大会において感謝状を授与する。

第 2 対象者

この感謝状を受ける者は、次のいずれかに該当するものとする。

ただし、過去において知事表彰及び知事感謝状を受けたものを除く。

1 民生委員・児童委員等

(1) 民生委員・児童委員として、10年以上在職した者で現職にある者とする。

ただし、在職期間が中断されている場合は、当該在職期間を通算すること。

(2) 母子・父子自立支援員、女性相談支援員又は家庭相談員として、10年以上在職した者で現職にあり、過去において、福島県社会福祉大会（以下「大会」という。）の会長感謝状を受けた者。（ただし、協力員は除く。）

(3) 民間社会福祉施設における介護・指導の職員（管理職としての経験は除く）として、20年以上勤務し、原則として50歳以上の者であって現職にあり、過去において、大会の会長表彰を受けた者。

(4) 社会福祉の増進に寄与し、その活動が特に顕著な団体。

2 ボランティア活動関係者等

1 次のいずれかに該当し、かつ原則として、10年以上にわたって活動しており、過去において、福島県社会福祉大会会長表彰、福島県社会福祉大会会長感謝状、ふくしま、ふくしボランティアフェスティバルにおける福島県社会福祉協議会会長表彰、ふくしま、ふくしボランティアフェスティバルにおける福島県社会福祉協議会会長感謝状、ふくしまボランティアフェスティバルにおける福島県社会福祉協議会会長表彰又はふくしまボランティアフェスティバルにおける福島県社会福祉協議会会長感謝状を受けたもの、若しくは、その功績が特に顕著なものとする。

(1) 個人

社会福祉に関する活動を行うボランティアとして、率先して活動を行っているもので、その功績が顕著なもの

(2) グループ、団体

ア 社会福祉に関する活動を行うボランティアグループ、生活協同組合・農業協同組合等の団体として、率先して活動を行っているもので、その功績が顕著なもの

イ 企業、労働組合等の団体として、社会福祉に関する社会貢献活動を行ったり、又は従業員、組合員等の行うボランティア活動の支援を行っている場合であって、率先してその活動支援を行い、その功績が顕著なもの

(3) 学校

ボランティア協力校としての指定を受けている学校又は、受けたことのある学校であって、率先して活動を行っており、その功績が顕著なもの

第 3 候補者の推薦

推薦は、保健福祉事務所長及びいわき地方振興局長が、第 2 の 1 (1) 該当者にあつては別紙様式 1 により、第 2 の 1 (2) 該当者にあつては別紙様式 2 により、第 2 の 1 (3) 該当者にあつては別紙様式 3 により、第 2 の 1 (4) 該当者にあつては別紙様式 4 により、第 2 の 2 (1) ア該当者にあつては別紙様式 5 により、第 2 の 2 (1) イ該当グループ等にあつては別紙様式 6 により、第 2 の 2 (1) ウ該当学校にあつては別紙様式 7 により行うものとする。

第 4 被授与者の決定

保健福祉事務所長及びいわき地方振興局長の推薦に基づき知事が決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 23 日から施行する。なお、「ボランティア功労者に対する知事感謝状の贈呈に関する要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 7 日から施行する。